

令和8(2026)年度有料老人ホーム及び有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅立入検査実施方針

1 目的

高齢者福祉の一層の推進と有料老人ホームのより健全な育成を図ることを目的として立入検査を実施する。

2 実施方式

5年に1回以上実施することを基本とし、施設の運営状況を踏まえながら、効果的な立入検査を行うため、次の施設を優先的に選定する。その他、苦情や内部告発等が寄せられた施設に対しては、適宜立入検査を行う。

なお、実施にあたっては、確認項目の重点化による所要時間の短縮を図り、効率的かつ効果的な指導を行うものとする。

- (1) 直近数年間に新設された施設
- (2) 前回検査から5年以上経過した施設
- (3) 前回検査で指導事項の改善が不十分な施設、昨年度の苦情通報事案について実地での確認が必要な施設

3 検査項目

「栃木県有料老人ホーム設置運営指導指針」に基づき実施する。主に入居者の処遇に関して検査することとし、重要事項説明書の記載事項、管理規程、契約書等のおりに運営がなされているかを確認する。

また、特定施設入居者生活介護事業所の指定、居宅サービス事業所を併設する場合等には、介護保険法に基づく運営指導と一体的に検査を行う。

4 重点事項

昨年度までの立入結果等を踏まえ、次のとおり特に検査すべき事項を定める。

- (1) 人員
従業者の員数、職務内容、専従・兼務体制、勤務実績
- (2) 入居者処遇
 - ① 施設設備、居室等の状況
 - ② 虐待防止及び身体的拘束等の適正化に関する取組
 - ③ 事故防止、発生時の適切な対応、再発防止のための取組及び服薬管理
 - ④ 苦情解決体制の充実・徹底
- (3) 非常災害対策
 - ① 非常災害対策計画（火災・自然災害）の作成・見直し
 - ② 避難・救出等の訓練による実効性の確保、地域との連携
- (4) 感染症対策
 - ① 委員会の開催・従業者への周知
 - ② 指針の整備、研修及び訓練（シミュレーション）の定期的な実施
- (5) 職員研修

外部研修の活用、内部研修の充実など職員の資質向上への取組

(6) ハラスメント対策

職場におけるハラスメントによる就業環境悪化防止のための取組

(7) 業務継続計画

- ① 業務継続計画の策定（感染症に係る業務継続計画・災害に係る業務継続計画）
- ② 研修及び訓練（シミュレーション）の定期的な実施